

2026年度新あいち創造研究開発補助金 よくあるご質問

目 次

【補助対象事業、実施条件】

Q1-1	県外の事業者でも補助対象となりますか。
Q1-2	研究開発でいう「県内に事業所を持つ」とは、どの程度求められますか。
Q1-3	研究開発でいう「外部機関との連携」については、どの程度求められますか。
Q1-4	研究開発で求める「外部機関との連携」については、申請段階で相手方を確定させなければならないですか。
Q1-5	外部機関と連携して実施する研究開発では、中小企業は「原則として、公設試験研究機関（大学等を含む。）と連携」とあるが、大学のみを連携相手としてもよいですか。
Q1-6	スタートアップ・トライアル枠の対象者は、「県内に事業所を持つ中小企業（過去に本補助金の交付決定を受けた者を除く。）であること」とあるが、他の補助金、助成金等であれば採択されていてもよいですか。
Q1-7	スタートアップ・トライアル枠の対象者は、「県内に事業所を持つスタートアップ（創業10年未満又は公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されている中小企業）であること」とあるが、本要件に合致するスタートアップであれば、過去に本補助金の採択を受けていても、スタートアップ・トライアル枠で申請できますか。
Q1-8	スタートアップ・トライアル枠の対象者で、「公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されている中小企業」の例を教えてください。
Q1-9	スタートアップ・トライアル枠の条件として、補助金申請額が1,000万円以下があるが、金額は補助金額か全体事業費か、どちらですか。
Q1-10	デジタル(AI)分野は、どのようなものが当てはまりますか。
Q1-11	カーボンニュートラル分野は、どのようなものが当てはまりますか。
Q1-12	実証実験はスタートアップ・トライアル枠の対象となりますか。
Q1-13	スタートアップ・トライアル枠の条件として公設試験研究機関や大学等と連携して実施するとあるが、連携先は一つでもよいですか。
Q1-14	実証実験とはどういうものですか。
Q1-15	実証実験で求める「市町村等と連携」とは、具体的にどのようなことですか。
Q1-16	実証実験で求める「市町村等と連携」とは、申請段階で相手方を確定させなければならないですか。
Q1-17	大学を申請者とすることはできますか。
Q1-18	NPO法人は補助対象となりますか。
Q1-19	既に商品化しているものを拡販するために行う実証実験は、対象になりますか。
Q1-20	外部機関と連携して実施する研究開発は、連携先が県外の公設試験研究機関や大学等であってもよいですか。

【補助対象期間等】

Q2-1	複数年度事業の対象は何かですか。
Q2-2	デジタル(AI)分野、カーボンニュートラル分野に該当する事業者は、複数年度事業を申請できませんか。
Q2-3	複数年度事業は、2年間を一括して補助するという意味ですか。
Q2-4	複数年度事業の申請を行うに当たって留意することはありますか。
Q2-5	交付決定前の発注・契約も補助対象となりますか。
Q2-6	事業の着手とは、具体的にどの段階を指しますか。

【補助率、補助対象経費等】

Q3-1	自分が中小企業にあたるかは、どう判断すればよいでしょうか。
Q3-2	自分が中堅企業にあたるかは、どう判断すればよいでしょうか。
Q3-3	補助率について、大企業と中小企業の共同提案の場合はどうなりますか。
Q3-4	補助限度額について、下限はありますか。
Q3-5	複数年度事業について、2年目申請予定額の制限はありますか。
Q3-6	複数年度事業で2年目の交付申請をする際、状況変更がある場合は1年目交付申請時の「2年目の補助金申請予定額」を超えることはできますか。
Q3-7	副資材費とは何ですか。
Q3-8	開発ツールとは何ですか。
Q3-9	賃借料(機器)について、レンタル・リース費用は5年契約などの場合はどこまでが対象となりますか。
Q3-10	改修費とは何ですか。
Q3-11	機械装置費について、「生産目的の機械」とは何を指しますか。
Q3-12	機械装置費について、無人航空機の登録手数料は対象となりますか。
Q3-13	購入する機械装置を操作するために必要な講習費用は対象となりますか。
Q3-14	委託・外注費について、試験設備の利用によるものについては、何を証拠書類とすればよいですか。
Q3-15	知的財産権取得費は、何が対象となりますか。
Q3-16	実証実験補助に係る人件費について、実証実験以外の他の業務にも従事しているアルバイトの雇用賃金は対象となりますか。
Q3-17	実証実験補助に係る人件費について、アルバイトの勤務時間数や時給に上限はありますか。
Q3-18	実証実験補助に係る人件費について、正規職員や派遣職員も対象となりますか。
Q3-19	実証実験終了後の撤去工事や原状回復工事は対象となりますか。
Q3-20	実証実験協力費とはどういうものですか。
Q3-21	広報宣伝費では、展示会への出展費用は含まれますか。

Q3-22	諸経費とは、どのような経費が対象となりますか。
Q3-23	「諸経費」の当該事業のために使用されることが「特定・確認」できるとは、どのような場合ですか。
Q3-24	公募要領に記載する補助対象経費以外は、補助対象とならないですか。
Q3-25	消費税は対象となりますか。
Q3-26	輸入通関料や税関検査料は対象となりますか。
Q3-27	県からの補助金の支払いはいつ頃になりますか。
Q3-28	研究開発において、県外に設置する機器等の購入費用は対象となりますか。
Q3-29	同一目的の事業において、国等の補助金の交付を受ける場合には、補助対象となるですか。
Q3-30	知的財産権取得費において、特許印紙（出願印紙）代は対象となりますか。
Q3-31	自社調達は対象となりますか。

【応募手続き】

Q4-1	メールやFAX、書類持ち込みで提出できますか。
Q4-2	応募書類の作成について、枚数に制限はありますか。
Q4-3	複数年度事業と単年度事業で、提出書類の内容はどう異なりますか。
Q4-4	応募書類提出後のヒアリングは必ず受ける必要がありますか。

【補助対象事業の評価事項】

Q5-1	「1 事業の目的及び内容」について、定量的な目標とは、どういう意味ですか。
Q5-2	「3 事業実施の方法」について、導入する機器の妥当な内容とは、どういう意味ですか。
Q5-3	「5 事業を行う意義、効果等」について、(3) は (4) とどう違いますか。
Q5-4	「6 技術優位性」については、何を評価しますか。

【審査及び審査結果通知】

Q6-1	採択の理由・不採択の理由を教えてくれますか。
Q6-2	「採択に当たっては、内容等の変更を依頼する場合がある。採択された場合であっても、事業計画の金額に対して補助金額が減額される場合がある。」とはどういう意味ですか。
Q6-3	審査結果は、いつ頃通知されますか。
Q6-4	採択・不採択案件は、公表されますか。

【その他】

Q7-1	補助事業の結果を秘密にしたいが、結果報告をしないことはできますか。
------	-----------------------------------

Q7-2	補助事業に係る経理について、どのような証拠書類が必要となりますか。
Q7-3	補助事業に係る発注を海外企業等にした場合、外貨で支払うことはできますか。
Q7-4	補助事業で取得した財産は、補助対象期間終了後は、自由に使用し、処分してもよいですか。
Q7-5	事業終了の翌年度以降の成果について県に報告する必要がありますか。
Q7-6	事業終了後、製品化等の成果がないと補助金は返還になりますか。
Q7-7	補助金の全体規模はどれくらいですか。

【提出書類】

Q8-1	「決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分」とありますが、設立間もない企業等で決算期を迎えておらず、提出できない場合はどうすればよいですか。
Q8-2	添付資料の「金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等）」とは全ての経費について提出する必要がありますか。
Q8-3	「国等の補助金を申請する場合は、その概要」とはどの程度の資料ですか。
Q8-4	「加点対象の取組を証する書類」は、何を添付すればよいですか。
Q8-5	「参考資料」として、経営革新計画は加点対象となりますか。

回 答

【補助対象事業、実施条件】

Q1-1 県外の事業者でも補助対象となりますか。

「研究開発」では、県内に事業所を持ち、県内で実施するものであれば、本社が県外の企業でも対象となります。

「実証実験」では、県内で実施するものであれば、本社が県外の企業でも対象となります。

ただし、本補助制度は、本県における付加価値の高いモノづくりの維持・拡大につなげることを目的としていることから、採択にあたっては、本県への波及効果等を評価します。

Q1-2 研究開発でいう「県内に事業所を持つ」とは、どの程度求められますか。

県内に「研究開発活動を行う拠点（研究人員や設備等が備えられた拠点）」があることが必要です。営業所や物流拠点、または実態のない研究開発拠点があることのみでは要件を満たしません。

Q1-3 研究開発でいう「外部機関との連携」については、どの程度求められますか。

連携とは、必ずしも共同研究契約や委託研究契約を要件としているものではありませんが、単なる相談で終わるものではなく、評価・分析試験依頼等の連携をお願いします。

Q1-4 研究開発で求める「外部機関との連携」については、申請段階で相手方を確定させなければならないですか。

申請時では予定でも構いませんが、採択決定時には速やかに連携先を確定させてください。

Q1-5 外部機関と連携して実施する研究開発では、中小企業は「原則として、公設試験研究機関（大学等を含む。）と連携」とあるが、大学のみを連携相手としてもよいですか。

大学のみを連携相手としても構いません。

Q1-6 スタートアップ・トライアル枠の対象者は、「県内に事業所を持つ中小企業（過去に本補助金の交付決定を受けた者を除く。）であること」とあるが、他の補助金、助成金等であれば採択されていてもよいですか。

本補助金以外の他の補助金、助成金等であれば、採択実績があっても構いません。

Q1-7 スタートアップ・トライアル枠の対象者は、「県内に事業所を持つスタートアップ（創業 10 年未満又は公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されている中小企業）であること」とあるが、本要件に合致するスタートアップであれば、過去に本補助金の採択を受けていても、スタートアップ・トライアル枠で申請できますか。

本要件に合致するスタートアップであれば、過去に本補助金の採択を受けていても、同枠に申請できます。

Q1-8 スタートアップ・トライアル枠の対象者で、「公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されている中小企業」の例を教えてください。

Station Ai の会員（スタートアップ）や J-Startup CENTRAL の選定企業などが例として挙げられます。

なお、当該要件に当てはまる申請の場合には、参考資料として認定状況を明らかにした資料を添付してください。

Q1-9 スタートアップ・トライアル枠の条件として、補助金申請額が 1,000 万円以下とあるが、金額は補助金額か全体事業費か、どちらですか。

補助金額です。補助率が 3 分の 2 以内のため、全体事業費 1,500 万円以下、補助金額 1,000 万円以下の事業が対象となります。

Q1-10 デジタル(AI)分野は、どのようなものが当てはまりますか。

デジタル(AI)分野は以下の分野を指しており、それぞれの例示は次のとおりです。

なお、例示はあくまでも一例であり、同枠の趣旨を踏まえ、申請をご検討ください。

ア 半導体分野

半導体設計・製造基盤、半導体製造装置・半導体部素材、先端半導体、次世代半導体

イ 情報処理分野

デジタルツイン、Web3.0、メタバース、AI、基盤モデル、自動運転、IoT

ウ 高度情報通信インフラ分野

ICT、データセンター、ポスト 5G

Q1-11 カーボンニュートラル分野は、どのようなものが当てはまりますか。

カーボンニュートラル分野は以下の分野を指しており、それぞれの例示は次のとおりです。なお、例示はあくまでも一例であり、同枠の趣旨を踏まえ、申請をご検討ください。

ア 洋上風力発電分野

風車の高品質大量生産技術、次世代風車要素技術開発、タワー・基礎接合技術の高度化、基礎構造用鋼材の高強度化、低コスト施工技術の開発、洗堀防止工の高度化、浮体基礎の最適化、係留システムの最適化、浮体式洋上変電所の開発、次世代洋上直流送電技術の開発、修理技術の開発、デジタル技術による予防保全・メンテナンス高度化

イ 次世代型太陽電池分野

次世代型太陽電池の開発

ウ 蓄電池分野

全固体電池、蓄電池地製造基盤、蓄電池部素材

エ 水素・アンモニア分野

再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造、高効率・高耐久・低コストな水電解技術、高効率水素液化機、水素キャリアのコスト低減及びアンモニアクラッキング技術、製鉄プロセスにおける水素活用、高効率・高耐久・低コストな燃料電池技術、合成メタンや合成燃料などのカーボンリサイクル製品の製造技術開発

オ CO2 活用・削減分野

CO2 等を用いたプラスチック原料製造技術開発、CO2 等を用いた燃料製造技術開発、CO2 を用いたコンクリート等製造技術開発、CO2 の分離回収等技術開発、食料・農林水産業のCO2 等削減・吸収技術の開発、バイオものづくり技術によるCO2 を直接原料としたカーボンリサイクルの推進

Q1-12 実証実験はスタートアップ・トライアル枠の対象となりますか。

スタートアップ・トライアル枠の対象となるのは研究開発のみで、実証実験は対象となりません。スタートアップ・トライアル枠は、中小企業の新たな製品や技術の開発へのチャレンジを促すものとするため、一定の開発が進んだ製品や技術がベースとなる実証実験は対象外としています。

Q1-13 スタートアップ・トライアル枠の条件として公設試験研究機関や大学等と連携して実施するとあるが、連携先は一つでもよいですか。

公設試験研究機関又は大学等のどちらかでも構いません。

Q1-14 実証実験とはどういうものですか。

本補助制度の対象とする実証実験とは、新開発の製品や技術などを、実際に使用し、実用化・商品化に向けての問題点を検証するものを想定しています。研究開発で出来た試作品等を検証する段階で、本補助金でいう「研究開発」よりも後のフェーズを想定しています。

Q1-15 実証実験で求める「市町村等と連携」とは、具体的にどのようなことですか。

データを得るためのモニター参加や、実証実験そのものへの参加を始め、実施に必要な土地等の提供や、補助事業に関する情報発信で市町村等に協力を得ることのほか、市町村等が行うイベントへ補助事業者が参加、協力することなどを想定しています。なお、「連携」については、費用負担の有無は問いません。

Q1-16 実証実験で求める「市町村等と連携」とは、申請段階で相手方を確定させなければならないですか。

申請時では予定でも構いませんが、採択決定時には速やかに連携先を確定させてください。

Q1-17 大学を申請者とすることはできますか。

補助対象事業者は企業（大企業、中堅企業、中小企業）、事業協同組合等及び市町村（※実証実験のみ）であり、大学を申請者とすることはできません。

Q1-18 NPO 法人は補助対象となりますか。

補助対象事業者は企業（大企業、中堅企業、中小企業）、事業協同組合等及び市町村（※実証実験のみ）であり、NPO 法人は補助対象となりません。

Q1-19 既に商品化しているものを拡販するために行う実証実験は、対象になりますか。

商品に使用されている技術を基に、別の製品開発を行うための実証実験は対象ですが、既に商品化されている製品を対象とした実証実験は対象になりません。

Q1-20 外部機関と連携して実施する研究開発は、連携先が県外の公設試験研究機関や大学等であってもよいですか。

連携先は県内外を問いませんが、申請者は県内に事業所を持つことが要件となります。

【補助対象期間等】

Q2-1 複数年度事業の対象は何ですか。

研究開発のうち一般枠に限り、複数年度事業が選択できます。なお、一般枠は単年度事業も選択できます。

その他の研究開発（スタートアップ・トライアル枠、デジタル(AI)・カーボンニュートラル枠）及び実証実験については、单年度事業のみとなります。

Q2-2 デジタル(AI)分野、カーボンニュートラル分野に該当する事業者は、複数年度事業を申請できませんか。

デジタル(AI)分野は「情報通信分野」、カーボンニュートラル分野は「環境・新エネルギー分野」とすることにより、研究開発（一般枠）において複数年度事業の申請を行うことは可能です。

なお、その場合には、審査は研究開発（一般枠）として実施されます。

Q2-3 複数年度事業は、2年間を一括して補助するという意味ですか。

2年間の経費を補助対象として採択するのではなく、今年度は1年目（2026年度）の事業に要する経費のみを補助対象として採択します。

2年目（2027年度）の事業は、2026年度に実施した内容の中間評価を実施し、事業の継続に問題がないと判断された場合に交付決定を行います。

Q2-4 複数年度事業の申請を行うに当たって留意することはありますか。

中間評価を実施するため、年度ごとに検証・評価ができる事業計画としてください。また、申請書においては、複数年度事業の1年目と2年目の実施内容が、それぞれ分かる形で記述をお願いします。

なお、公募要領17ページ「8. 補助対象事業の評価事項」にあるように、複数年度事業は、单年度事業よりも事業遂行力等が厳正に評価されます。

Q2-5 交付決定前の発注・契約も補助対象となりますか。

原則、交付決定前の発注・契約は補助対象となりません。

ただし、その年度の4月1日から交付決定日の前日までに行われた事業に要する経費についても、様式2の事前着手届出書により、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、かつ適正と認められる場合、補助金の対象とすることができます。

なお、納品及び支払いは、年度末の3月31日までに完了する必要があります。

Q2-6 事業の着手とは、具体的にどの段階を指しますか。

事業の着手とは、経費の発注日となります。原則、交付決定日以降に発注を行うようにしてください。

なお、様式2「事前着手届出書」の提出により事前着手する場合は、4月1日以後に発注してください。発注日は発注書または契約書等で確認します。

【補助率、補助対象経費等】

Q3-1 自分が中小企業にあたるかは、どう判断すればよいでしょうか。

「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体を指します。ただし、みなしだ企業及びみなしち中堅企業（公募要領 27 ページを参照）については除きます。

Q3-2 自分が中堅企業にあたるかは、どう判断すればよいでしょうか。

「中堅企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当しない企業であって、従業員数が 2,000 人以下の企業を指します。

また、みなしち中堅企業（公募要領 27 ページを参照）である場合には、中堅企業とみなします。

Q3-3 補助率について、大企業と中小企業の共同提案の場合はどうなりますか。

補助率は事業参画者ごとに決定し、それぞれが負担する経費に対して適用します。

Q3-4 補助限度額について、下限はありますか。

補助金交付申請額が 50 万円以上となる事業計画としてください。なお、補助事業の実施の結果、当該金額が 50 万円を下回った場合は、交付条件を満たさず補助金のお支払いができません。

Q3-5 複数年度事業について、2年目申請予定額の制限はありますか。

2年目の補助金交付申請予定額は、1年目の補助金交付申請額が上限となります。

【例】中小企業（補助率 2/3）が1年目の補助対象経費として 3,000 万円を計上した場合、1年目の補助金交付申請額は 2,000 万円となります。この場合、2年目の補助対象経費予定額も 3,000 万円、補助金交付申請予定額も 2,000 万円までが上限となります。

Q3-6 複数年度事業で2年目の交付申請をする際、状況変更がある場合は1年目交付申請時の「2年目の補助金申請予定額」を超えることはできますか。

どのような理由があっても、複数年度事業の2年目の交付申請額は、1年目交付申請時の「2年目の補助金申請予定額」を超えることはできません。そのため、1年目の進捗・成果により2年目の工程・経費が大きく組み変わる可能性がある研究開発などは、単年度事業の申請をご検討ください。

Q3-7 副資材費とは何ですか。

原材料や部品のほかに、製作等を行う場合に必要なものを指します。例えば、鉄板が原材料の場合、それを組み立てるための副資材としてビスなどを指します。

Q3-8 開発ツールとは何ですか。

工具、器具のほか、開発用のソフトウェア等を想定しています。

Q3-9 貸借料(機器)について、レンタル・リース費用は5年契約などの場合はどこまでが対象となりますか。

補助事業期間中の費用のみが対象です。交付決定日よりも後のレンタル・リース開始日から、その年度の3月31日までの期間の経費分が補助対象となります。

Q3-10 改修費とは何ですか。

すでに所有している製作機器等を改修し、研究開発や実証実験を実施するために必要な機器等を製作するための経費です。

Q3-11 機械装置費について、「生産目的の機械」とは何を指しますか。

販売用の製品を作成するための機械装置など、利益を得ることを目的として導入する機械を指します。ここでいう「利益を得ること」には、直接的な販売利益のほか、『研究開発・実証実験の範囲を超えて、他社から金銭以外の便宜を受けるために無償譲渡・無償貸与する物品を製造する用途で導入した機械装置』等のような、間接的に利益を得ていると認められる場合を含みます。

Q3-12 機械装置費について、無人航空機の登録手数料は対象となりますか。

対象となりません。

Q3-13 購入する機械装置を操作するために必要な講習費用は対象となりますか。

機械購入費に付随し、当該機械装置を操作するため、真に必要であることが認められるものは対象となります。ただし、単なる従業員のスキルアップ、能力開発のため費用は対象となりません。

Q3-14 委託・外注費について、試験設備の利用によるものについては、何を証拠書類とすればよいですか。

利用報告書等の利用実績を証明する書類をご提出ください。

Q3-15 知的財産権取得費は、何が対象となりますか。

知的財産権取得費は、補助対象期間内における、補助対象事業にて生み出された発明及び考案に係る知的財産権のうち、特許権及び実用新案権の取得に要する経費が対象となります。

内容としては、弁理士等への相談費、調査費、書類作成費等が対象となります。特許庁に納付する出願料等は対象となりません。

また、当該補助対象事業と関連のない知的財産権等の取得に要する経費、補助事業者以外の権利持ち分に関する経費は対象となりませんので、ご注意ください。

なお、知的財産権取得費は国内出願に関する費用のみが対象であり、かつ複数年度事業のみ計上することができます。

Q3-16 実証実験補助に係る人件費について、実証実験以外の他の業務にも従事しているアルバイトの雇用賃金は対象となりますか。

対象なりません。実証実験のために雇用し、専属従事するアルバイトに限定します。

Q3-17 実証実験補助に係る人件費について、アルバイトの勤務時間数や時給に上限はありますか。

勤務時間数は、正規職員の勤務時間数は超えないようにしてください。また、時給についても、正規職員の時給換算単価を超えないようにしてください。

Q3-18 実証実験補助に係る人件費について、正規職員や派遣職員も対象となりますか。

対象なりません。直接雇用のアルバイトのみとします。

Q3-19 実証実験終了後の撤去工事や原状回復工事は対象となりますか。

対象なりません。

Q3-20 実証実験協力費とはどういうものですか。

連携相手や一般のモニターなど、補助事業者以外に協力していただく場合に、安全対策のための損害保険料や、謝礼としての粗品などを想定しています。なお、現金または現金同等物による謝礼は対象となりません。

Q3-21 広報宣伝費では、展示会への出展費用は含まれますか。

展示会の出展費用は対象とません。補助対象となる広報宣伝費は、実証実験を実施していることを広報するための経費です。

Q3-22 諸経費とは、どのような経費が対象となりますか。

本補助制度における「諸経費」とは、実証実験を実施するための経費のうち、他のいずれの経費区分にも属さない内容の経費であって「水道光熱費」、「実証実験場所の賃借料」、「消耗品」、「通信費」のいずれかに該当する経費を指します。また、補助事業のために使用されることが特定・確認できる費用のみが、補助対象経費となります。

Q3-23 「諸経費」の補助事業のために使用されることが「特定・確認」できるとは、どのような場合ですか。

事業者において、補助対象事業と補助対象外事業で執行する経費が明確に特定・区分できる場合です。例えば、光熱水費を計上する場合には、大規模な研究施設等について、専用のメーターの検針により補助対象事業に使用した料金が明確に算出できる場合が該当します。

Q3-24 公募要領に記載する補助対象経費以外は、補助対象とならないですか。

原則として、公募要領8~12ページに掲げる経費に記載のないものは、補助対象となりません。

Q3-25 消費税は対象となりますか。

消費税を含め、公租公課に該当するものは対象となりません。税抜金額に対しての補助となりますので、事業計画は、税抜金額で記載してください。

Q3-26 輸入通関料や税関検査料は対象となりますか。

関税や輸入消費税といった租税公課に該当するものは対象となりません。輸入代行業者に支払う検査費用等は対象となります。

Q3-27 県からの補助金の支払いはいつ頃になりますか。

翌年度5月末頃の精算払いとなります。

Q3-28 研究開発において、県外に設置する機器等の購入費用は対象となりますか。

県外に設置する機器等については、新規購入費用を始め、既設機器等の点検、修繕、改修等、当該機器等に要する全ての費用は対象なりません。

Q3-29 同一目的の事業において、国等の補助金の交付を受ける場合には、補助対象とならないですか。

同一目的の事業において、国等の補助金の対象経費となる部分については、本補助金の対象経費とはなりません。

Q3-30 知的財産権取得費において、特許印紙（出願印紙）代は対象となりますか。

公租公課となるため、対象経費とはなりません。（公募要領13ページを参照）

Q3-31 自社調達は対象となりますか。

自社製品・サービスの調達に係る経費は、補助対象外となります。なお、連結子会社や同一代表者の企業からの調達については、原価（当該調達品の製造原価等）に限り補助対象とすることができます。この場合、証拠書類として原価が確認できる資料（原価計算書等）を整備してください。

【応募手続き】

Q4-1 メールやFAX、書類持ち込みで提出できますか。

メールやFAX、書類持ち込みでは受付できません。「あいち電子申請・届出システム」又は「Jグランツ」での応募をお願いします。申請Webページ等については、公募要領14ページ「7. 応募手続き」を参照してください。

Q4-2 応募書類の作成について、枚数に制限はありますか。

補助事業説明書（別紙1）には、枚数制限があります。単年度事業及び複数年度事業（2年目）の事業者は10枚以内、複数年度事業（1年目）の事業者は14枚以内（いずれも文字は10.5ポイント以上）としてください。なお、補助事業説明書の一部項目は字数制限があるため、留意してください。

他の書類については枚数の制限はありませんが、公募要領に示しましたとおり、具体的・定量的に、かつ、簡潔明瞭に分かりやすく作成してください。

Q4-3 複数年度事業と単年度事業で、提出書類の内容はどう異なりますか。

複数年度事業（1年目）独自の項目は、次のとおりとなります。なお、複数年度事業（2年目）においては、申請時の残り期間が単年度事業と同様であることから、基本的には単年度事業の提出書類と同等となります。

<複数年度事業（1年目）独自項目>

- (別紙1) 補助事業説明書 … 2年目の事業内容を、文中に記述ください。
- (別紙2) 事業工程表 … 年度ごとに作表してください。
- (別紙3) 経費内訳明細書 … 年度ごとに作表してください。

Q4-4 応募書類提出後のヒアリングは必ず受ける必要がありますか。

公募要領に記載の期間中に、あいち産業科学技術総合センター職員等により、全事業者を対象に事業内容のヒアリング（訪問又はWeb会議等による）を行いますので、必ずヒアリングを受けてください。

応募書類提出後、県からヒアリングの日程調整の連絡をしますので、担当者は連絡をとれるようにしてください。

【補助対象事業の評価事項】

Q5-1 「1 事業の目的及び内容」について、定量的な目標とは、どういう意味ですか。

ある部品の軽量化を目標に挙げる場合、従来品と比較して〇%軽量化するといった表現を用い、具体的な数字で示してください。

Q5-2 「3 事業実施の方法」について、導入する機器の妥当な内容とは、どういう意味ですか。

研究開発・実証実験の目的を果たすために必要なレベルの機器であるか、また、量産もしくはその他用途に転用するような過剰なスペックの機器になっていないか等の観点で評価します。

Q5-3 「5 事業を行う意義、効果等」について、(3) は (4) とどう違いますか。

(3) は、事業化した場合の雇用増や売上増など自社にもたらす効果について評価します。

(4) は、事業化した場合の市場創出・拡大に関する効果や、地域資源の活用による地域活性化効果等の自社以外にもたらす効果について評価します。

Q5-4 「6 技術優位性」については、何を評価しますか。

「6 技術優位性」については、優先採択枠であるデジタル(AI)・カーボンニュートラル枠における独自の評価事項です。

申請分野（デジタル(AI)分野又はカーボンニュートラル分野）における、自社の技術優位性や実績などをアピールしてください。

【審査及び審査結果通知】

Q6-1 採択の理由・不採択の理由を教えてくれますか。

採択の理由・不採択の理由等を含む審査の内容については、一切お答えできません。

なお、採択案件は、外部の有識者を含む非公開の審査委員会において審査を行い、決定します。

Q6-2 「採択に当たっては、内容等の変更を依頼する場合がある。採択された場合であっても、事業計画の金額に対して補助金額が減額される場合がある。」とはどういう意味ですか。

採択に当たって内容を変更してもらう必要が生じた場合は、その旨を依頼します。

応募が多数予想されますが、予算面で制約があるため、補助金額を減額する場合があるという意味です。

Q6-3 審査結果は、いつ頃通知されますか。

6月上旬頃に審査結果を通知します。

Q6-4 採択・不採択案件は、公表されますか。

採択案件のみ、6月上旬頃にホームページで事業者名・事業テーマ等を公表します。

【その他】

Q7-1 補助事業の結果を秘密にしたいが、結果報告をしないことはできますか。

できません。事業を完了した際は、必ず実績報告書を提出いただき、額の確定後、補助金をお支払いします。

Q7-2 補助事業に係る経理について、どのような証拠書類が必要となりますか。

収支の事実を明確にする証拠書類として、見積書、発注書（契約書）、納品書、請求書、金融機関の振込証、預金通帳の写し（当座勘定照合表）等を整備いただきます。証拠書類が確認できない場合は、当該経費に係る金額は補助対象外となります。

詳細は公募要領 19 ページ～21 ページをご確認ください。

なお、証拠書類は事業終了後、5 年間は保存いただくことになります。

Q7-3 補助事業に係る発注を海外企業等にした場合、外貨で支払うことはできますか。

法定通貨であれば、外貨で支払うことは可能です。この場合、請求書等の書類は外貨による表示で構いませんが、支払い日における金融機関等の為替レートが確認できる資料を証拠書類として整備してください。補助対象経費として取り扱う額は、原則として「支払い時のレート換算で算出した金額（円）」となります。

Q7-4 補助事業で取得した財産は、補助対象期間終了後は、自由に使用し、処分してもよいですか。

補助事業により取得し又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）であつて、1 件あたりの取得価格または効用の増加価格が 50 万円以上のものは、処分制限財産となります。補助対象期間終了後も、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。

また、当該財産を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に処分しようとするときは、事前に県の承認を得る必要があります。

なお、当該財産を処分したことにより補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させる場合があります。

Q7-5 事業終了の翌年度以降の成果について県に報告する必要がありますか。

補助事業年度の翌年度から 5 年間、成果に関するアンケート調査を実施していますので、ご回答をお願いします。

Q7-6 事業終了後、製品化等の成果がないと補助金は返還になりますか。

本補助金は、製品化等に向けた研究開発活動や実証実験を支援するものですが、結果的に製品化等には結びつかなかつたことで、補助金の返還等を求めるはありません。

Q7-7 補助金の全体規模はどれくらいですか。

2025 年度の採択実績は、採択件数 65 件、全体補助金額は約 7 億 6 千万円です。

【提出書類】

Q8-1 「決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分」とありますが、設立間もない企業等で決算期を迎えておらず、提出できない場合はどうすればよいですか。

提出できない理由を記載した書類（任意様式）をご提出ください。

Q8-2 添付資料の「金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等）」とは全ての経費について提出する必要がありますか。

1件100万円（税抜）以上の契約となる経費についてのみ、見積書等の金額の算出根拠資料の提出をお願いします。

なお、資料は写しで構いません。「別紙3：経費内訳明細書」と対照できるように右肩に参考資料番号を記し、提出してください。

Q8-3 「国等の補助金を申請する場合は、その概要」とはどの程度の資料ですか。

どういう内容でいくら申請しているか、いつ頃決定するかなど、主要な項目が分かれれば、既存資料を流用していただいて構いません。

Q8-4 「加点対象の取組を証する書類」は、何を添付すればよいですか。

認定証や通知書などの公的書類又は登録内容が確認できるWebページのスクリーンショット等、内容が分かるものを添付してください。

Q8-5 「参考資料」として、経営革新計画は加点対象となりますか。

経営革新計画の提出自体で一律的に加点とはなりませんが、提案事業が経営革新計画に基づき実施されるものである場合は、事業の実施能力、事業化の可能性や効果等の評価にあたってのアピールポイントになります。